三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| まさば及びまさば太平洋系群沖合底びき網漁業 | 7,700 |
| （略） | （略） |

第二～第十一　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| まさば及びまさば太平洋系群沖合底びき網漁業 | 6,700 |
| （略） | （略） |

第二～第十一　（略）

**○農林水産省・環境省告示第１号**

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第１項の規定に基づき、令和八年１月十三日付けをもって次の第１種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

承認番号　25－46Ｐ－0009

| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | ニューファム株式会社<br>代表取締役社長　アジット・クマール・ナイル<br>東京都千代田区内幸町二丁目２番２号 |
|---|---|
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 長鎖オメガ三系脂肪酸産生及び除草剤グルホシネート耐性セイヨウナタネ（*Lackl-Δ12D, Picpa-ω3D, Micpu-Δ6D, Pyrco-Δ6E, Pausa-Δ5D, Pyrco-Δ5E, Pausa-Δ4D, pat, Brassica napus* L.）（NS-B50027-4, OECD UI：NS-B50027-4） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | — |

承認番号　25－46Ｐ－0010

| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | バイエルクロップサイエンス株式会社<br>代表取締役社長　大島　美紀<br>東京都千代田区丸の内一丁目６番５号 |
|---|---|
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ（*改変cp4 epsps, pat, 改変dmo, Beta vulgaris* L. ssp. *vulgaris* var. *altissima*）（KWS20-1, OECD UI：KB-KWS201-6） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | — |

**○国土交通省告示第二百六十三号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十八年七月十二日から令和十六年三月三十一日まで
三　施行地区　東京都港区芝浦四丁目、港南一丁目、港南二丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都中央区八重洲一丁目三番七号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十八年七月十二日
七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　令和八年二月十日

**○防衛省告示第三十八号**

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

| 信号符字 | 番号 | 名称 | 付与年月日 |
|---|---|---|---|
| ＪＳＮＭ | 三〇八 | けらま | 令和七年十一月十八日 |
| ＪＳＭＹ | 一二 | よしま | 令和七年十一月二十二日 |

**○防衛省告示第三十九号**

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

| 信号符字 | 番号 | 名称 | 取消年月日 |
|---|---|---|---|
| ＪＳＬＶ | 五九二 | うずしお | 令和七年十二月十九日 |

**○北陸地方整備局告示第三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　新潟都市計画道路事業三・四・六号大手町城北町線
三　事業施行期間　自令和八年二月十日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　新潟県新発田市大手町四丁目、大手町五丁目及び中央町四丁目地内
　使用の部分　なし